

固定資産税・都市計画税の減免措置の 期限後申告受付について

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の一環として、厳しい経営関係にある中小企業者等に対して、2021年度（令和3年度）における事業用家屋および償却資産に係る固定資産税・都市計画税の減免措置が講じられています。

本減免措置に関しては、市町村の申告受付が本年2月1日までと定められていますが、期限内に申告できなかったことについて、やむを得ない理由があると市町村長が認める場合には、申告期限後の申告をもって本措置を適用させることができることになりました。

これに関し、総務省から各市町村に対して、やむを得ない理由の判断については、足下の緊急事態宣言も踏まえ、各納税者の置かれた状況に十分配慮して、柔軟に対応するように依頼する旨の文書が発出されています。

詳しくは下記をご覧ください。

《ご参考》

1. [固定資産税の特例措置に係る期限後の申告について（総務省）](#)
2. [確認書発行機関向け連絡文書（中小企業庁）](#)
3. [新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対して固定資産税・都市計画税の減免を行います（中小企業庁）](#)

(※)固定資産税・都市計画税の申告に関する具体的な手続き等については、市町村の税務担当窓口にお問合せください。

上越市 税務課(Tel.025-526-5111)